

## 「法人等との対話」について

平成 28 年 5 月 26 日  
令和 5 年 5 月 26 日改訂  
内閣府公益認定等委員会

現行の公益法人制度は平成 20 年 12 月から実施されており、公益法人は、公益の増進という高い志を礎に、法人の設立理念に則って自立し、自律性を十分に発揮して運営していくことが求められます。このため、公益法人の関係者は、法令の遵守は無論のこと、誇りと責任意識をもって、公益法人の運営に携わることが期待されています。

また、公益認定法に基づく公益認定の審査と公益法人の監督を行う本委員会が、これまでの活動の中で積み重ねてきた知見と経験を踏まえ、今、改めて重要と考えていることは、公益の増進のためには、これを受ける側である国民・市民の立場や思いに常に配慮することが大切である、ということです。公益認定法の運用に携わる本委員会と、公益の増進に直接的に寄与する公益法人の関係者は、共にこのことを意識し、各々の活動にあたっていかなければなりません。

このような考えから、本委員会においては、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として「法人等との対話」を行い、国民・市民のための公益の増進の在り方を、公益法人をはじめとする法人等の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信していきたいと考えています。

具体的には、公益法人等の関係者と対面し、相互に情報発信や意見交換を行い、意思疎通を図る活動を複数行っていきます。もとより、対話にはお互いの努力が必要であり、公益法人等の関係者におかれては、適正かつ活発な公益法人等の運営や公益活動の展開のため、積極的な参加や提案をお願いします。

本活動の成果は、内閣府、47 都道府県の行政庁及びそれぞれの合議制機関と共有するとともに、公益法人等の関係者や国民・市民に対して広く発信します。

各都道府県においても、合議制機関と公益法人等の関係者が創意工夫ある対話を行い、公益法人等の運営や公益活動の充実に共に寄与されることを期待します。

## 「法人等との対話」活動内容

「法人等との対話」の活動は以下のとおりとする。

なお、具体的な開催の可否、時期、回数については、社会状況を見て判断することとし、必要に応じてWeb形式又は併用による開催について検討する。

### 1. ラウンドテーブル ～公益法人・経済界等の関係者との意見交換～

公益の増進に向け、国民・市民の立場や思いに配慮することが大切であるという認識の下、互いに意識の共有に努めるため、公益認定等委員会の委員及び公益法人行政当局と公益法人・経済界等の関係者が率直な意見交換を行う。

### 2. 地方所管法人等との対話 ～地方における活動状況に関する意見交換～

地方における公益法人の活動実態についての理解を深めるため、公益認定等委員会の委員が地方を訪問し、当該地域の法人等との意見交換を行う。

### 3. セミナー・相談会 ～公益法人の制度・運営等に関するセミナー・相談会～

#### (1) テーマ別セミナー

新しい資本主義実現に向けた公益法人制度改革、公益法人の運営における公益法人の関心が高いテーマについて、セミナーを開催する。

#### (2) 相談会

公益認定申請や公益法人の運営に関する公益法人等からの相談に対し、弁護士、公認会計士等が個別に対応する相談会を開催する。

- \* 詳細は、「公益認定等委員会だより」（公益認定等委員会発行）や公益法人Information（国・都道府県公式公益法人行政総合サイト）、内閣府公益法人メールマガジン（公益認定等委員会事務局発行）で逐次公表。